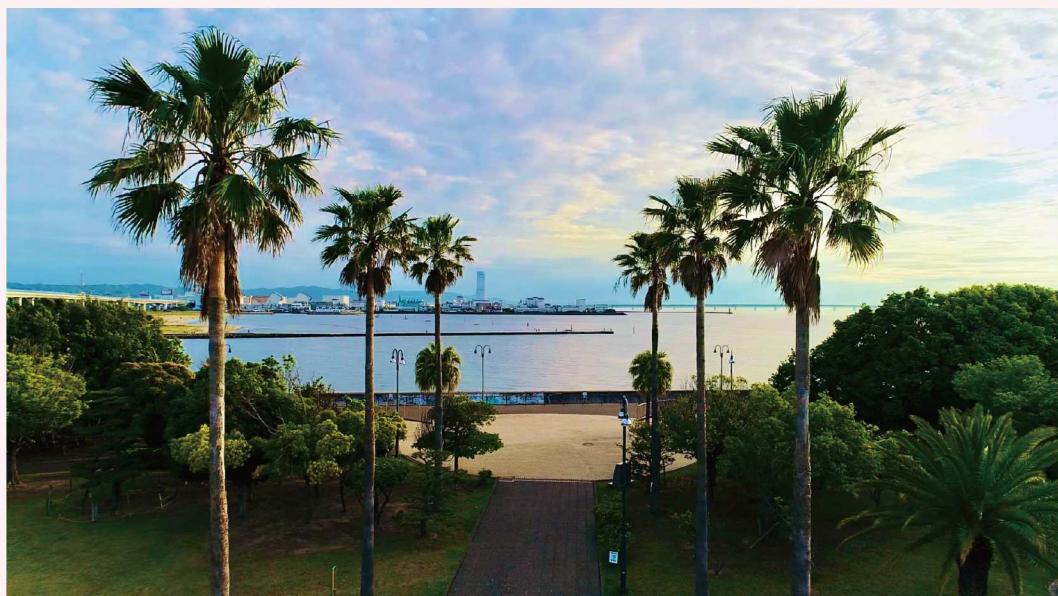
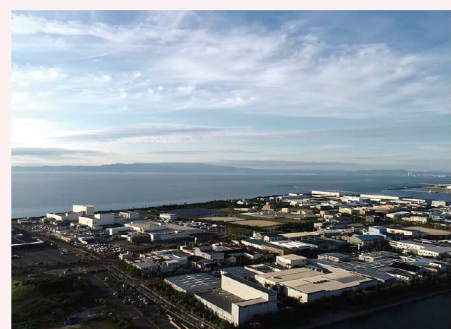




貝塚市景観計画

LANDSCAPE PLAN OF KAIZUKA CITY



令和7年1月
貝塚市

はじめに

本市の個性と魅力あふれる景観は、先人たちが長い年月をかけて築き上げ、守り、受け継いできたものですが、近年の都市化の流れや人々のライフスタイルの変化などを受け、これまで形成されてきた景観が大きく変容していくことが懸念されます。

良好な景観は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与え、地域への愛着や誇りを育むとともに、まちの魅力向上、それに伴う交流人口の増加や賑わい創出、地域の活性化へと導くものであることから、今後、本市ならではの景観資源の保全・活用を一層進めるとともに、新規の開発等にあっては周囲との調和を図るための仕組みの構築に取り組んでいく必要があります。

これまでの本市の景観施策については、「大阪府景観計画」「大阪府景観条例」等に基づき運用してまいりましたが、本市ならではの歴史・文化・伝統などに紐づく景観の保全・活用や新たな開発の構想・計画の具体化に伴う景観整備には、本市の特性や課題を踏まえたきめ細かな対応を独自に進める必要があります。そこで、最初のステップとして、大阪府が所管する景観法に基づく景観行政事務について、令和6年11月1日に本市へ移管するとともに貝塚市景観条例を施行いたしました。そして、このたび「貝塚市景観計画」を策定することにより、本市の景観の意義やその保全・活用・整備の必要性を明確に位置付け、独自の創意工夫のもときめ細かな景観形成に取り組む仕組みを定めました。

今後、良好な景観形成を図っていく中で、道路、公園、公共建築物などといった公共施設は、長期にわたって先導的役割を担う重要な施設であることから、市が自ら積極的に景観整備に取り組むことで、良好な景観形成の必要性を市域全域に広め、市民の景観に対する意識醸成に繋げる必要があります。

さらに、民有の住宅や事業所などについても、私有地であるからといって、各々が好き勝手なデザインや色彩で建築してしまうと、これまで形成されてきた景観が大きく変容することが懸念されるため、一人ひとりが「多くの人が目にする空間は公共性を有している」ということを強く認識し、景観形成に取り組むことが求められます。

本市では、本計画の策定を契機に、大阪府景観計画等での取組みを継承しつつ、より実効性のある良好な景観形成に向けた制度への転換を図ってまいります。

最後になりましたが、今回の計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました貝塚市議会・貝塚市景観審議会・貝塚市都市計画審議会の皆様をはじめ、アンケートや意見交換会等でご協力を賜りました市民の皆様、各種団体の皆様に、心より感謝を申し上げますとともに、本市の景観まちづくりにより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年1月



貝塚市長 酒井 了

目 次

第 1 章 景観計画について	1
1-1 計画策定の趣旨・目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の対象区域	3
第 2 章 景観の現状	4
2-1 本市の概況	4
2-2 景観の特徴と課題	16
第 3 章 景観づくりの基本方針	21
3-1 景観づくりの目標	21
3-2 景観づくりの基本方針	22
3-3 景観類型	24
3-4 景観類型ごとの景観づくりの方針	26
3-5 景観重点候補地区の考え方	30
第 4 章 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項	31
4-1 基本的な考え方	31
4-2 届出対象行為	31
4-3 景観形成基準	32
第 5 章 景観法に基づく個別方針など	37
5-1 景観重要建造物の指定の方針	37
5-2 景観重要樹木の指定の方針	37
5-3 屋外広告物の景観形成に関する方針	37
5-4 公共施設の景観整備に関する方針	38
第 6 章 景観形成の推進方策	40
資料編	
策定経緯	43
貝塚市景観審議会委員名簿	44
市民アンケート調査の概要	45
用語解説	46